

山口県報

平成24年
3月30日
(金曜日)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	税	歳入	金額
1 県			144,539,496
	1 県民税	1 県民税	51,281,402
	2 事業税	2 事業税	21,999,628
	3 地方消費税	3 地方消費税	31,070,000
	4 不動産取得税	4 不動産取得税	2,204,055
	5 県たばこ税	5 県たばこ税	2,874,000
	6 コルナ場利用税	6 コルナ場利用税	583,000
	7 自動車取得税	7 自動車取得税	2,193,000
	8 軽油引取税	8 軽油引取税	13,761,074
	9 自動車税	9 自動車税	18,336,337
	10 鉱区税	10 鉱区税	9,000
	16 狩猟税	16 狩猟税	36,000
	17 産業廃棄物税	17 産業廃棄物税	192,000
2 地方消費税清算金		1 地方消費税清算金	27,132,000
3 地方譲与税		1 地方法人特別譲与税	27,132,000
		2 地方揮発油譲与税	20,962,000
		3 石油カ又譲与税	17,698,000
		5 航空機燃料譲与税	3,067,000
4 地方特例交付金			186,000
			11,000
			440,000

目次

公告	1
平成二十四年度山口県予算の要領の公表（財政課）	1
平成二十三年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）	15



(101) 平成二十四年度山口県予算の要領の公表

平成二十四年度山口県補正予算の要領の公表

平成二十四年度山口県予算の要領の公表

平成二十四年度山口県

山口県庁 二 共 同 課

平成24年度山口県一般会計予算

平成24年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ695,220,036千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為

をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による（地方債）

平成24年3月30日 日 金 目		帳 目		降		(外 一 16)	
5	地方交付税	1	地方特例交付金	440,000			
		1	地方交付税	176,000,000			
6	交通安全対策特別交付金	1	交通安全対策特別交付金	498,000			
7	分担金及び負担金	1	分担金	5,037,201			
		2	負担金	593,451			
8	使用料及び手数料	1	使用料	4,443,750			
		2	手数料	7,588,088			
9	国庫支出金	1	国庫負担金	5,228,478			
		2	国庫補助金	2,359,610			
10	財産収入	1	財産運用収入	80,882,295			
		2	財産売却収入	34,294,219			
12	繰入金	1	特別会計繰入金	45,123,795			
		2	基金繰入金	1,464,281			
14	諸収入	1	貸付金元利収入	2,475,418			
		2	受託事業収入	1,325,178			
		3	延滞金、加算金及び過料等	1,150,240			
		4	預金利息	34,989,861			
		5	利子割精算金収入	6,806,615			
		6	雑収入	28,183,246			
15	県債	1	県債	84,959,577			
		1	合計	78,371,107			
1	議 款 費	7	商 工 費	1,495,102			
		1	金 額	1,495,102			
		2	総 務 費				
		1	議 会 費	1,495,102			
		2	総 務 管 理 費	29,473,977			
		3	企 画 調 整 費	10,405,476			
		4	市 町 村 振 興 費	8,466,744			
		5	防 災 査 査 費	6,173,911			
		6	統 計 調 査 費	1,603,961			
		7	人 事 査 査 費	813,255			
		8	監 査 員 査 査 費	1,197,637			
		9	社 会 福 祉 護 助 費	489,611			
		1	社 会 福 祉 護 助 費	130,177			
		2	社 会 福 祉 護 助 費	193,205			
		3	社 会 福 祉 護 助 費	87,839,869			
		4	社 会 福 祉 護 助 費	72,902,472			
		5	社 会 福 祉 護 助 費	13,731,450			
		6	社 会 福 祉 護 助 費	1,203,334			
		7	社 会 福 祉 護 助 費	2,613			
		8	社 会 福 祉 護 助 費	23,769,834			
		9	社 会 福 祉 護 助 費	8,002,774			
		10	社 会 福 祉 護 助 費	4,175,429			
		11	社 会 福 祉 護 助 費	2,315,282			
		12	社 会 福 祉 護 助 費	7,046,323			
		13	社 会 福 祉 護 助 費	2,230,026			
		14	社 会 福 祉 護 助 費	5,071,915			
		15	社 会 福 祉 護 助 費	1,883,453			
		16	社 会 福 祉 護 助 費	1,442,200			
		17	社 会 福 祉 護 助 費	1,629,384			
		18	社 会 福 祉 護 助 費	116,878			
		19	社 会 福 祉 護 助 費	38,249,876			
		20	社 会 福 祉 護 助 費	11,050,519			
		21	社 会 福 祉 護 助 費	598,621			
		22	社 会 福 祉 護 助 費	10,492,395			
		23	社 会 福 祉 護 助 費	10,071,717			
		24	社 会 福 祉 護 助 費	6,036,624			
		25	社 会 福 祉 護 助 費	78,235,310			

8	土木費	1 商業費 2 工業費 3 観光費 4 工業用水道費	2,065,663 75,525,203 390,530 253,914
9	警察費	1 管理費 2 道路橋りょう費 3 河川海岸費 4 港湾画費 5 都市計画費 6 住宅費	7,843,060 29,968,643 20,438,834 10,497,279 9,323,202 4,297,885
		1 警察管理費 2 警察活動費	38,572,057 35,920,344 2,651,713
		1 教育総務費 2 小学校費 3 中学校費 4 高等学校費 7 特別支援学校費 8 社会教育費 9 保健体育費 10 大学費 11 学事費	17,739,113 45,724,967 28,008,652 29,292,321 13,314,506 1,747,341 554,589 1,128,161 9,542,532 5,499,249 1,316,369 4,022,880 160,000
		1 農林水産施設災害復旧費 2 土木施設災害復旧費 4 学校施設等災害復旧費	110,079,762 110,079,762 47,312,000
		1 公債費	30,543,000
		13 諸支出金	2 地方消費税清算金 2 利子割交付金 3 配当割交付金

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
14 子 備 費 出 合 計	1 子 備 費	695,220,036	200,000
4 株式等譲渡所得割交付金	4	86,000	
5 地方消費税交付金	5	13,724,000	
6 ニルツ場利用税交付金	6	409,000	
8 自動車取得税交付金	8	1,459,000	
9 利子割精算金	9	19,000	
2 漁業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	平成24年度から平成44年度まで	(1) 平成24年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、4,070,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。	
3 漁業経営維持安定資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	平成24年度から平成39年度まで	(1) 平成24年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。	
4 漁業経営再建資金の融通に係る利子補給	平成24年度から平成39年度まで	(1) 平成24年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.1%を限度とする額とする。	
5 新規規整農資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	平成24年度から平成39年度まで	(1) 平成24年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、50,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年3.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	
6 農業経営基盤強化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	平成24年度から平成39年度まで	(1) 平成24年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年2.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	
7 農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給	平成24年度から平成39年度まで	(1) 平成24年度の利子補給の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。	

8 森林整備活性化資金の融通に係る利子補給	平成24年度から平成55年度まで 平成24年度から平成29年度まで	(1) 平成24年度の利子補給の対象とする融資の総額は、 441,190千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする融資の総額は、 20,000千円とする。	平成24年度から平成35年度まで (2) 相当する金額 農地保有合理化協会が平成24年度に 社団法人やまぐち農林振興公社に融資した場 合において、金額にかつては、元金及び利子の 返済に充てるため、協会の協力を得て、協 会の協賛による融資の総額を、協会の協 賛による融資の総額に充てるものとする。
9 生活福祉資金に対する利子補給	平成32年度まで 平成24年度から平成29年度まで	(1) 平成24年度の利子補給の対象とする融資の総額は、 20,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする融資の総額は、 20,000千円とする。	平成24年度から平成30年度まで (2) 相当する金額 農地保有合理化協会が平成24年度に 社団法人やまぐち農林振興公社に融資した場 合において、金額にかつては、元金及び利子の 返済に充てるため、協会の協力を得て、協 会の協賛による融資の総額を、協会の協 賛による融資の総額に充てるものとする。
10 支援資金(取組促進資金)の融通に係る利子補給	平成24年度から平成29年度まで	(1) 平成24年度の利子補給の対象とする融資の総額は、 20,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする融資の総額は、 20,000千円とする。	平成24年度から平成29年度まで (2) 相当する金額 農地保有合理化協会が平成24年度に 社団法人やまぐち農林振興公社に融資した場 合において、金額にかつては、元金及び利子の 返済に充てるため、協会の協力を得て、協 会の協賛による融資の総額を、協会の協 賛による融資の総額に充てるものとする。
11 漁船漁業運転資金の融通に係る利子補給	平成24年度から平成31年度まで	(1) 平成24年度の利子補給の対象とする融資の総額は、 240,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする融資の総額は、 240,000千円とする。	平成24年度から平成31年度まで (2) 相当する金額 農地保有合理化協会が平成24年度に 社団法人やまぐち農林振興公社に融資した場 合において、金額にかつては、元金及び利子の 返済に充てるため、協会の協力を得て、協 会の協賛による融資の総額を、協会の協 賛による融資の総額に充てるものとする。
12 私立学校耐震化対策資金に対する利子補給	平成24年度から平成44年度まで	(1) 平成24年度の利子補給の対象とする融資の総額は、 300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3%を限度とする融資の総額は、 300,000千円とする。	平成24年度から平成44年度まで (2) 相当する金額 農地保有合理化協会が平成24年度に 社団法人やまぐち農林振興公社に融資した場 合において、金額にかつては、元金及び利子の 返済に充てるため、協会の協力を得て、協 会の協賛による融資の総額を、協会の協 賛による融資の総額に充てるものとする。
13 日本政策金融公庫貸付金に対する損失補償	平成24年度から平成27年度まで	日本政策金融公庫が平成24年度に融資総額47,729千円 の範囲内で社団法人やまぐち農林振興公社に融資した 場合において、金額にかつては、元金及び利子の返済に 充てるため、協会の協力を得て、協会の協賛による融 資の総額を、協会の協賛による融資の総額に充てる ものとする。	平成24年度から平成27年度まで (2) 相当する金額 農地保有合理化協会が平成24年度に 社団法人やまぐち農林振興公社に融資した場 合において、金額にかつては、元金及び利子の 返済に充てるため、協会の協力を得て、協 会の協賛による融資の総額を、協会の協 賛による融資の総額に充てるものとする。
14 財団法人やまぐち農	平成24年度から平成80年度まで	(1) 平成24年度の利子補給の対象とする融資の総額は、 240,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする融資の総額は、 240,000千円とする。	平成24年度から平成80年度まで (2) 相当する金額 農地保有合理化協会が平成24年度に 社団法人やまぐち農林振興公社に融資した場 合において、金額にかつては、元金及び利子の 返済に充てるため、協会の協力を得て、協 会の協賛による融資の総額を、協会の協 賛による融資の総額に充てるものとする。

林振興公社に対し業務費の貸付けを行った場合、業務費の貸付け等に対する損失補償

15 小規模企業者等設備資金(設備に係る借付金)の貸付けに対する損失補償

16 小規模企業者等設備資金(設備に係る借付金)の貸付けに対する損失補償

17 経営活力再生資金(協会の協賛による借付金)の貸付けに対する損失補償

18 新事業活動支援設備資金(設備に係る借付金)の貸付けに対する損失補償

19 経営安定支援資金(協会の協賛による借付金)の貸付けに対する損失補償

20 経営安定支援資金(協会の協賛による借付金)の貸付けに対する損失補償

21 経営安定支援資金(協会の協賛による借付金)の貸付けに対する損失補償

22 経営安定支援資金(協会の協賛による借付金)の貸付けに対する損失補償

23 国立大学法人人口増大対策基金

24 地域医療再生計画に基づく大学医学部に対する貸付金

25 下等特別補修整備事業を一括契約すること

平成24年度から平成29年度まで
108,000千円
平成24年度から平成25年度まで
367,562千円

26	財務会計システムの運用管理に係る事業を一括契約すること。	平成24年度から平成26年度まで	87,250千円
27	自動車税納税通知書等の作成に係る業務を一括契約すること。	平成24年度から平成27年度まで	70,686千円
28	県税の収納管理に係る事業を一括契約すること。	平成24年度から平成27年度まで	25,784千円
29	委託訓練の実施に係る事業を一括契約すること。	平成24年度から平成25年度まで	308,882千円
30	降雪防止対策事業の年度を越えること。 (防府北地区付帯水路3号)	平成24年度から平成25年度まで	70,000千円
31	〃	平成24年度から平成25年度まで	120,000千円
32	道路改良事業の年度を越えること。 (県道妻崎開作小野田線) (県沖高架橋上部工)	平成24年度から平成25年度まで	233,660千円
33	〃	平成24年度から平成25年度まで	979,140千円
34	〃	平成24年度から平成26年度まで	1,039,500千円
35	道路改良事業の年度を越えること。 (県道山口宇部線)	平成24年度から平成27年度まで	2,705,200千円
36	道路改良事業の年度を越えること。 (県道岩国大竹線)	平成24年度から平成28年度まで	525,000千円
37	道路改良事業の年度を越えること。 (県道岩国大竹線)	平成24年度から平成28年度まで	514,500千円
38	防衛施設周辺道路整備事業の年度を越える	平成24年度から	

工事を一括契約すること。 (県道銭壺山公園線)	平成25年度まで	100,000千円
39 橋りょう補修事業の年度を越えること。 (国道47号大島大橋)	平成24年度から平成25年度まで	514,500千円
40 高潮対策事業の一括契約すること。 (平内地区海岸)	平成24年度から平成25年度まで	420,000千円
41 海岸防犯事業等の年度を越えること。 (三田尻)	平成24年度から平成25年度まで	930,500千円
42 県営住宅建設事業の年度を越えること。 (中高層耐震構造)	平成24年度から平成25年度まで	3,233,325千円

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災体制整備拡充事業	62,000	証書借入又は証券発行	年8.0%	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以上の特約のもの。ただし協議して定める条件による。
退職手当給付事業(総務)	1,793,000		ただし直り貸し入れは、直り貸し後の見込利率に直し後の見込利率による。	
老人福祉施設整備事業	551,000			
特殊公害対策事業	20,800			
職業能力開発校整備事業	9,000			
県営かんがい排水改良事業	26,000			
広域営農団地農道整備事業	376,000			
基幹農道整備事業	132,000			
経営体育成基盤整備事業	383,000			
県営中山間地域総合整備事業	209,000			
県営農村振興総合整備事業	30,000			
ふるさと農道緊急整備事業	218,000			
県営老朽ため池整備事業	321,000			
地すべり対策事業(農林)	548,000			

(号 外-16)

平成24年3月30日 金曜日

山 口 県 報

県営海岸保全施設整備事業	200,000			単独道路改良事業	4,085,000
湛水防除事業	53,000			道路直轄事業負担金	3,230,000
国営農地再編整備事業負担金	159,000			交通安全施設整備事業(道路 管理者分)	1,660,000
広域基幹林道開設事業	288,000			単独交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	570,000
ふるさと林道緊急整備事業	93,000			橋りょう補修事業	973,000
一般治山事業	804,000			単独橋りょう補修事業	1,060,000
水源地域緊急整備事業	218,000			広域河川改修事業	1,607,000
保安林改良事業	97,000			河川再生事業	38,000
保全林整備事業	16,000			周防高潮対策事業	705,000
林地荒廃防止事業	171,000			河川工作物関連応急対策事業	147,000
小規模治山事業	39,000			河川災害関連事業	1,174,000
広域水産物供給基盤整備事業 (漁港)	235,000			単独河川改修事業	1,429,000
漁港漁場機能高度化事業	74,000			自然災害防止事業(河川)	64,000
漁港海岸保全施設整備事業	226,000			河川直轄事業負担金	163,000
水産資源環境整備事業	181,000			錦川総合開発事業	404,000
畜産基盤整備事業	22,000			深川川総合開発事業	134,000
舗装補修事業	179,000			堰堤改良事業	231,000
道路災害防除事業	645,000			河川総合開発直轄事業負担金	13,000
単独道路舗装事業	266,000			堰堤修繕事業	73,000
単独道路災害防除事業	267,000			高潮対策事業	143,000
単独路側整備事業	300,000			侵食対策事業	51,000
道路改良事業	4,087,000			自然災害防止事業(海岸)	26,000
道路特殊改良事業	4,000			通常砂防事業	1,728,000
過疎地域市町道代行事業	145,000			災害関連緊急砂防事業	38,000

地すべり対策事業(建設)	194,000
災害関連緊急地すべり対策事業	82,000
急傾斜地崩壊対策事業	801,000
災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業	128,000
砂防災害関連事業	110,000
単独砂防改良事業	53,000
自然災害防止事業(砂防)	410,000
砂防直轄事業負担金	227,000
港湾改修事業	402,000
港湾既存施設有効活用促進事業	251,000
港湾環境整備事業	177,000
港湾直轄事業負担金	3,144,000
単独港湾改修事業	457,000
海岸防災事業	887,000
都市計画街路整備事業	1,310,000
単独都市計画街路整備事業	792,000
都市公園整備事業	1,386,000
単独都市公園整備事業	308,000
公営住宅建設事業	1,428,300
空港維持管理事業	212,000
駐在所等改築事業	166,000
警察施設耐震化緊急整備事業	325,000
交通事故防止施設総合整備事業	453,000
退職手当給付事業(警察)	975,000

校舎改築事業	523,000		
大規模改築事業	1,728,000		
施設改築事業	83,000		
退職手当給付事業(教育)	5,955,000		
特別支援学校施設整備事業	918,000		
土木過年補助災害復旧事業	129,000		
土木過年単独災害復旧事業	59,000		
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000		
土木現年単独災害復旧事業	70,000		
補助港湾災害復旧事業	123,000		
県立学校施設災害復旧事業	60,000		
治山施設災害復旧事業	2,000		
県有施設災害復旧事業	100,000		
臨時財政対策債	51,000,000		
計	109,716,100		

平成24年度母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成24年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ352,153千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	入	金	歳	入	金	額
1	繰	入	1	他	会	計
						繰
						入
						金
						額
						297
						297

平成24年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

歳出合計	3,098,178
------	-----------

平成24年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ562,210千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1	分担金及び負担金	1 負担金	31,001
2	使用料及び手数料	1 使用料	79,289
4	財産収入	1 財産運用収入	140,622
		2 財産売却収入	4,064
5	雑収入	1 他会計繰入金	136,558
6	繰越金	1 他会計繰入金	251,676
		繰越金	251,676
7	諸収入	1 繰越金	1
		延滞金	59,621
		雑収入	1
			59,620

(号外-16)

平成24年度中小企業近代化資金特別会計予算

平成24年度山口県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,098,178千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
2	繰入金	1 他会計繰入金	38,332
3	繰越金	1 繰越金	38,332
4	諸収入	1 貸付金元利収入	1,040,993
		2 雑収入	1,040,993
		合計	2,018,853
		繰入	1,983,653
		合計	35,200
		繰出	3,098,178
1	中小企業近代化資金	1 中小企業設備近代化資金	3,098,178
		2 中小企業高度化資金	1,595,412
			1,502,766

歳入	合計	562,210
款	項目	金額
1 下関漁港地方卸売市場費		562,210
2 市場管理費		425,652
3 水産加工団地整備費		136,558
歳出	合計	562,210

平成24年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成24年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,274千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入	合計	115,381
款	項目	金額
3 繰越金	1 繰越金	115,381
4 諸収入	1 貸付金元利収入	8,816
歳入	2 雑収入	77
歳入	合計	124,274

平成24年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,274千円と定める。

歳入	合計	124,274
款	項目	金額
1 林業・木材産業改善資金	1 林業・木材産業改善資金	124,274
歳出	合計	124,274

平成24年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成24年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,186千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(単位 千円)

第1表 歳入歳出予算	歳入	金額
款	項目	金額
2 繰入金	1 他会計繰入金	1,186
3 繰越金	1 繰越金	79,478
4 諸収入	1 貸付金元利収入	20,522
歳入	合計	101,186

平成24年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,186千円と定める。

1 沿岸漁業改善資金	1 沿岸漁業改善資金	101,186
歳出	合計	101,186

平成24年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,648,089千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

第1表 歳入歳出予算	歳入	金額
款	項目	金額
1 事業収入	1 事業収入	4,648,089
2 繰入金	1 他会計繰入金	1,143
3 繰越金	1 繰越金	1,143

(16-外 号)

平成24年3月30日 借入金

歳入	合計	4,649,233
款	項目	金額
1 当せん金付証券発売事業費	1 券売諸費	4,649,233
	2 繰出金	1,143
	合計	4,648,090
歳出	合計	4,649,233

平成24年度収入証紙特別会計予算

平成24年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,796,807千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項目	金額
1 証紙収入	1 証紙収入	4,796,806
2 繰越金	1 繰越金	1

歳入	合計	4,796,807
歳出	合計	4,796,807

平成24年度土地取得事業特別会計予算

平成24年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ431,939千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項目	金額
1 財産収入	1 財産運用収入	431,938
	2 財産売却収入	1,841
	雑計	430,097
6 雑収入	1 雑収入	1

歳入	合計	431,939
歳出	合計	431,939

款	項目	金額
1 土地取得事業費	1 土地取得基金管理費	431,939
	3 産業団地管理費	1,029
	4 分譲宅地管理費	423,300
	合計	7,610

歳入	合計	431,939
歳出	合計	431,939

款	項目	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	767,419

歳入	合計	767,419
歳出	合計	767,419

平成24年度公債管理特別会計予算

平成24年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120,264,073千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
1 歳	歳入	歳入	109,638,073
1 歳	歳入	歳入	109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

1 歳 歳入 歳入 109,638,073

2 国庫支出金	112,500
3 線 入金	112,500
4 諸 収入	208,343
5 県 債	208,343

1 他会計繰入金	705
2 雑 入	705
1 県 債	159,000
1 合計	1,247,967

1 流域下水道事業費	1,247,967
1 流域下水道費	1,247,967
1 合計	1,247,967

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。(田布施川流域下水道)	平成24年度から平成25年度まで	266,000千円	

第3表 地方債 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	159,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、直し見直し利率の見直し後において、当該利率に直し後による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものには、借入先と協議して定める条件による。

第2表 地方債 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	10,626,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、直し見直し利率の見直し後において、当該利率に直し後による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものには、借入先と協議して定める条件による。

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度	償還額
	港湾整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。(岩国港)	平成24年度から平成25年度まで	500,000千円	

第3表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	1,556,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし直し見直し方式で償還する見込みは、直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内の特例のものに、ただし協議して定める条件による。

平成24年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

平成24年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,876,016千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項目	金額
1	分担金及び負担金	1,361,481

平成24年度港湾整備事業特別会計予算

平成24年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,716,408千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項目	金額
1	使用料及び手数料	1,434,316
2	寄付金	1,434,316
	1 寄付金	634,442
	2 寄入金	800,000
3	繰越金	1
4	雑収入	91,649
5	県債	1,556,000
	1 県債	1,556,000
	合計	3,716,408
	合計	3,716,408
	合計	3,716,408

平成24年3月30日 日曜日

2 諸 収 入	1 負 担 金	1,361,481	
	435		
3 県 債	1 貸付金元利収入	435	
歳 入	1 県 債	514,100	
	合 計	514,100	
	歳 出	1,876,016	
1 県立病院機構費	項 出	金 額	
	1 県立病院機構費	1,876,016	
歳 出	合 計	1,876,016	

第2表 地方債 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
県立病院機構貸付金	514,100	記書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし直借り方式で借入する場合は、当該利率に引き上げを行うこととする。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のものに、協定による。

平成24年度就農支援資金特別会計予算

平成24年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ166,589千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

2 繰 入 金	歳 入	20,921	
繰 入 金	項 入 金	20,921	
3 繰 越 金	1 他 会 計 繰 入 金	64,563	
繰 越 金	1 繰 越 金	64,563	
4 諸 収 入	1 貸付金元利収入	42,105	
諸 収 入	1 雑 入	42,069	
5 県 債	2 雑 債	36	
県 債	1 県 債	39,000	
	合 計	39,000	
歳 入	合 計	166,589	

第2表 地方債 (単位 千円)

1 就農支援資金	項 出 金 額	166,589	
就 農 支 援 資 金	1 就 農 支 援 資 金	166,589	
歳 出	合 計	166,589	
	合 計	39,000	

平成24年度電気事業会計予算

(総則) 平成24年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間総販売電力量 180,420,000KWH 平瀬発電所建設事業費 4,400千円
- (2) 主要な建設事業 平瀬発電所建設事業費

マイクログ水力発電所建設事業費

123,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 電気事業収益	1,498,497千円
第1項 営業収益	1,492,207千円
第2項 財務収益	2,858千円
第4項 事業外収益	3,429千円
第5項 特別利益	3千円

支 出

第2款 電気事業費用	1,354,703千円
第1項 営業費用	1,258,404千円
第2項 財務費用	59,983千円
第4項 事業外費用	33,313千円
第5項 特別損失	3千円
第6項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第3款 資本的収入	1,600,479千円
第3項 資本剰余金	476千円
第4項 固定資産収入	1,600,001千円
第5項 雑収入	2千円

支 出

第4款 資本的支出	547,648千円
第1項 建設費	138,400千円
第2項 改良費	174,589千円
第3項 投資資金	1千円
第4項 償還資金	231,558千円
第6項 補助金返還金	100千円
第8項 予備費	3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
新阿武川発電管理所整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。		平成24年度から	平成25年度まで	141,000千円		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 479,192千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成24年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 581,729,700m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 工業用水道事業収益	7,120,443千円
第1項 営業収益	7,113,660千円
第2項 営業外収益	6,778千円
第4項 事業外収益	2千円
第5項 特別利益	3千円

支 出

第2款 工業用水道事業費用 6,176,384千円

(外一16)

明 細 帳 目

日 付 平成24年3月30日

第1項	営業費用	5,496,793千円
第2項	営業外費用	669,316千円
第4項	事業外費用	173千円
第5項	特別損失	102千円
第6項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,163,637千円は、過年度分損益勘定留保資金3,029,039千円及び当年度資本的収支調整額134,598千円で補てんするものとする。)。

第3款	資本的収入	収入	2,291,833千円
第1項	企業借入金	収入	1,400,000千円
第3項	長期借入金	収入	253,914千円
第4項	資本剰余金	収入	490,865千円
第5項	固定資産収入	収入	1千円
第6項	雑収入	収入	147,053千円
第4款	資本的支出	支出	5,455,470千円
第1項	建設費	支出	185,300千円
第2項	改良費	支出	2,908,361千円
第3項	投資資金	支出	1千円
第4項	償還資金	支出	2,351,808千円
第7項	予備費	支出	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事)	平成24年度から平成25年度まで	129,000千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備工事)	平成24年度から平成25年度まで	305,000千円

厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	平成24年度から平成25年度まで	122,000千円
---	------------------	-----------

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
周南工業用水道改良資金	千円 300,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内	30年以内に毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還するものとする。特別のものただし、先と協議して定める条件による。
富田夜市川工業用水道改良資金	50,000		年8.0%以内	
厚東川工業用水道改良資金	850,000		年8.0%以内	
厚狭川工業用水道改良資金	200,000		年8.0%以内	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び事業外費用の相互流用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 768,648千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

(101) 平成二十三年四月三十日現在までの状況の公表

平成二十四年一月三十日現在までの状況の公表

平成23年度山口県一般会計補正予算(第4号)

平成23年度山口県の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ23,976,808千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ732,985,798千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 県	1 県民税	5,059,867	139,647,260	144,707,127
	2 事業税	874,669	49,357,998	50,232,667
	3 地方消費税	1,232,588	20,789,891	22,022,479
	4 不動産取得税	1,802,000	29,989,000	31,791,000
	5 県たばこ税	61,797	2,162,229	2,224,026
	6 コール場利用税	652,000	2,428,000	3,080,000
	7 自動車取得税	△27,000	632,000	605,000
	8 軽油引取税	△48,000	2,040,000	1,992,000
	9 自動車税	353,214	13,498,846	13,852,060
	16 狩猟税	113,599	18,516,296	18,629,895
		4,000	32,000	36,000

2 地方消費税清算金	17 産業廃棄物税	41,000	192,000	233,000
		△651,000	26,159,000	25,508,000
3 地方譲与税	1 地方消費税清算金	△651,000	26,159,000	25,508,000
	1 地方法人特別譲与税	△293,988	20,652,000	20,358,012
	2 地方揮発油譲与税	△293,000	17,334,000	17,041,000
	3 石油ガク譲与税	12,000	3,108,000	3,120,000
	4 地方道路譲与税	△13,000	199,000	186,000
4 地方特別交付金		12	0	12
	1 地方特別交付金	△232,876	1,687,000	1,454,124
5 地方交付税	1 地方交付税	△232,876	1,687,000	1,454,124
		1,389,000	177,147,500	178,536,500
		1,389,000	177,147,500	178,536,500
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	△24,000	514,000	490,000
		△24,000	514,000	490,000
7 分担金及び負担金	1 交通安全対策特別交付金	△24,000	514,000	490,000
	1 分担金	157,570	4,408,774	4,566,344
	2 負担金	29,633	330,391	360,024
		127,937	4,078,383	4,206,320
8 使用料及び手数料	1 使用料	△253,852	7,845,533	7,591,681
	2 手数料	△152,016	5,383,993	5,231,977
		△101,836	2,461,540	2,359,704
9 国庫支出金	1 国庫負担金	△2,844,371	85,937,608	83,093,237
	2 国庫補助金	△2,111,333	35,109,886	32,998,553
	3 委託金	△382,544	49,279,857	48,897,313
		△350,494	1,547,865	1,197,371
	10 財産収入	△476,726	1,834,580	1,357,854
		△10,334	611,755	601,421
		△466,392	1,222,825	756,433

(16) 外(呼)

平成24年3月30日 口 口 帳 降

11 寄付金	115,764	6,718,000	6,833,764	3 民生費	△4,540,879	92,326,981	87,786,102
12 繰入金	115,764	6,718,000	6,833,764	1 社会福祉費	△4,297,116	72,221,186	67,924,070
13 繰越金	△7,391,658	68,153,874	60,762,216	4 児童福祉費	△119,383	16,871,168	16,751,785
14 諸収入	△1,148,379	6,403,265	5,254,886	7 生活保護費	△154,283	2,045,943	1,891,660
				8 災害救助費	29,903	1,188,684	1,218,587
	△6,243,279	61,750,609	55,507,330		△1,938,110	28,384,275	26,446,165
	4,063,495	797,606	4,861,101	4 衛生費	886,893	7,832,179	8,719,072
	4,063,495	797,606	4,861,101	1 公衆衛生費	△605,736	4,170,250	3,564,514
	△16,113,733	96,162,271	80,048,538	4 環境衛生費	△100,206	2,357,390	2,257,184
	△15,882,961	87,445,946	71,562,985	7 保健所費	△2,036,271	11,534,492	9,498,221
				8 医薬費	△82,790	2,489,964	2,407,174
	△182,021	703,341	521,320	10 病院費	△749,832	9,244,748	8,494,916
	△53,745	378,081	324,336	1 労政費	△350,182	2,122,750	1,772,568
	△1,151	2,856	1,705	2 職業能力開発費	△407,287	1,545,555	1,138,268
	△11,219	23,000	11,781	3 失業対策費	18,207	5,456,884	5,475,091
	17,364	7,609,047	7,626,411	4 労働委員会費	△10,570	119,559	108,989
	△6,480,300	119,297,600	112,817,300	6 農林水産業費	△1,660,061	40,286,899	38,626,838
	△6,480,300	119,297,600	112,817,300	1 農業費	△784,369	10,926,665	10,142,296
	△23,976,808	756,962,606	732,985,798	2 畜産業費	352,955	591,980	944,935
				3 農地費	△3,282	9,661,376	9,658,094
				4 林業費	△818,822	12,605,643	11,786,821
				5 水産業費	△406,543	6,501,235	6,094,692
					△13,847,092	81,122,244	67,275,152
	補正額	補正前の額	計		△63,578	2,143,958	2,080,380
	△126,681	1,601,950	1,475,269	1 商業費	△13,771,901	77,885,502	64,113,601
	△126,681	1,601,950	1,475,269	2 工業費	△10,731	786,065	775,334
	8,464,071	36,861,619	45,325,690	4 工業用水道費	△882	306,719	305,837
	8,510,845	12,513,906	21,024,751	1 管理費	△2,580,720	116,832,437	114,251,717
	△1,899,958	14,098,736	12,198,778	2 道路橋りょう費	△3,372,965	15,494,950	12,121,985
	△433,667	6,186,203	5,752,536	3 河川海岸費	1,154,961	37,766,406	38,921,367
	△232,834	1,623,450	1,390,616	4 港灣費	△2,207,157	19,476,155	17,268,998
	△180,497	643,082	462,585	5 都市計画費	△521,068	9,728,885	9,207,817
	2,734,124	998,135	3,732,259		△1,361,700	25,337,861	23,976,161
	△22,709	468,908	446,199				
	△7,010	132,666	125,656				
	△4,223	196,533	192,310				

9 利子割精算金
 歳出 合計
 第2表 継続費補正
 変更
 (単位 千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年度	総額	年度
8 土木費	3 河川海岸費	錦川総合開発事業費	448,793,000	4	448,793,000	4
			2,205,700	5	2,205,700	5
			3,587,500	6	3,587,500	6
			3,000,000	7	3,000,000	7
			3,000,000	8	3,000,000	8
			2,006,279	9	2,006,279	9
			1,230,000	10	1,230,000	10
			4,745,021	11	4,745,021	11
			3,900,000	12	3,900,000	12
			4,334,137	13	4,334,137	13
			2,900,000	14	2,900,000	14
			2,600,988	15	2,600,988	15
			1,500,000	16	1,500,000	16
			1,298,000	17	1,298,000	17
			1,992,000	18	1,992,000	18
			1,377,000	19	1,377,000	19
			1,474,000		1,474,000	

9 警察費	6 住宅費	12 公債費	13 諸支出金
1 警察管理費	1 警察活動費	1 教育総務費	1 教育総務費
2 警察活動費	2 警察活動費	2 小学校費	2 小学校費
		3 中学校費	3 中学校費
		4 高等学校費	4 高等学校費
		7 特別支援学校費	7 特別支援学校費
		8 社会教育費	8 社会教育費
		9 保健体育費	9 保健体育費
		10 大学費	10 大学費
		11 学事費	11 学事費
		1 農林水産施設災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費
		2 土木施設災害復旧費	2 土木施設災害復旧費
		4 学校施設等災害復旧費	4 学校施設等災害復旧費
		1 公債費	1 公債費
		1 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金
		2 利子割交付金	2 利子割交付金
		3 配当割交付金	3 配当割交付金
		4 株式等譲渡所得割交付金	4 株式等譲渡所得割交付金
		5 地方消費税交付金	5 地方消費税交付金
		6 二刀ノ場利用税交付金	6 二刀ノ場利用税交付金
		8 自動車取得税交付金	8 自動車取得税交付金

(16-外 町) 平成24年3月30日 金曜日

		20	2,250,000			20	2,250,000
		21	2,400,000			21	2,400,000
		22	1,058,098			22	1,058,098
		23	1,934,277			23	849,571
						24	1,084,706
深川山総合 開発事業費		7	919,000	/3,993,000		7	919,000
		8	820,000			8	820,000
		9	800,000			9	800,000
		10	220,000			10	220,000
		11	250,000			11	250,000
		12	250,000			12	250,000
		13	300,000			13	300,000
		14	494,912			14	494,912
		15	198,000			15	198,000
		16	280,382			16	280,382
		17	327,028			17	327,028
		18	225,000			18	225,000
	19	270,000		19	270,000		
	20	300,000		20	300,000		
	21	290,000		21	290,000		

款	項	事	項	金額
2 総務費	2 企画調整費	6 防災費	果史編さん費	6,899
			防災体制整備拡充費	1,079,970
3 民生費	1 社会福祉費	消防学校教育費	障害者自立支援対策費	20,783
			老人福祉施設整備補助	460,069
			介護保険対策費	382,068
			児童健全育成対策費	852,908
		児童福祉施設整備補助	児童手当交付金	312,903
			児童福祉施設整備補助	14,336
			生活保護施設整備補助	111,090
			一般廃棄物処理対策費	280,161
4 衛生費	4 環境衛生費	自然公園整備事業費	30,000	
		救急休日夜間医療対策費	8,880	
6 農林水産業費	1 農業費	医療計画推進費	110,942	
		単県農山漁村整備事業費	997,375	
		水田農業経営確立対策費	18,107	
		広域畜産総合対策費	373,300	
	2 畜産業費	畜産基盤整備費	499,125	
			4,262	

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

	22	147,429		22	147,429
	23	7,901,249		23	146,700
				24	7,754,549

3	農 地 費	県管かんがい、排水改良事業費 基地障害防止対策事業費 広域管農団地農道整備事業費 基幹農道整備事業費 経営体育成基盤整備事業費 団体管農村振興総合整備事業費 県管中山間地域総合整備事業費 県管農村振興総合整備事業費 団体管土地改良費 ふるさと農道緊急整備事業費 県管老朽ため池整備事業費 団体管農地防災事業費 地すべり対策事業費 県管海岸保全施設整備事業費 湛水防除事業費 林産物振興事業費 造林事業費 造林推進事業費 広域基幹林道開設事業費 普通林道開設事業費 ふるさと林道緊急整備事業費 一般治山事業費 水源地域緊急整備事業費 林地荒廃防止事業費	120,445 66,000 381,756 203,244 2,210,287 82,227 448,200 124,184 4,584 710,023 262,520 71,640 18,099 200,537 67,131 5,000 263,374 50,000 333,763 54,146 22,998 578,911 205,802 50,650	5	水 産 業 費	小規模治山事業費 水産資源環境整備事業費 地域水産物供給基盤整備事業費 広域水産物供給基盤整備事業費 漁港魚場機能高度化事業費 漁港海岸保全施設整備事業費 交通安全施設整備事業費 単独交通安全施設整備事業費 舗装補修費 道路災害防除費 過疎地域市町道代行事業費 単独道路舗装費 単独道路災害防除費 単独路側整備事業費 道路改良費 単独道路改良費 道路調査費 橋りょう補修費 単独橋りょう補修費 河川維持管理運営費 河川基本調査費 広域河川改修費 河川再生事業費 周防高潮対策事業費	24,566 72,902 109,536 639,483 115,790 174,886 1,477,416 976,116 110,052 338,651 141,691 6,866 97,921 85,222 2,282,310 833,207 3,077 728,512 17,720 189,500 1,3,984 1,185,008 13,100 576,500
4	林 業 費	8	土 木 費	2	道 路 橋 り よ う 費	3	河 川 海 岸 費

都市基盤河川改修事業費	19,348						
河川工物関連応急対策事業費	139,300						
河川災害関連事業費	923,961						
単独河川改修費	407,630						
自然災害防止事業費	31,300						
河川受託事業費	96,500						
高潮対策事業費	215,812						
侵食対策事業費	49,000						
自然災害防止事業費	4,400						
生活貯水池事業費	90,548						
ダム建設実施調査費	7,971						
堰堤改良事業費	127,280						
堰堤修繕事業費	31,426						
通常砂防事業費	1,633,808						
地すべり対策事業費	177,323						
急傾斜地崩壊対策事業費	992,201						
小規模急傾斜地崩壊対策事業費	6,586						
単独砂防改良費	30,870						
自然災害防止事業費	140,029						
港湾改修費	373,497						
港湾既存施設有効活用促進事業費	308,991						
港湾環境整備事業費	8,079						
単独港湾改修費	273,880						
海岸防災事業費	551,935						
港湾受託事業費	30,020						
都市計画法施行事務費	2,360	5	都市計画費				
都市計画調査費	7,476		都市計画調査費				
区画整理事業等推進費	106,926		区画整理事業等推進費				
都市計画街路整備事業費	1,106,339		都市計画街路整備事業費				
単独都市計画街路整備事業費	262,240		単独都市計画街路整備事業費				
都市公園整備事業費	230,335		都市公園整備事業費				
単独都市公園整備事業費	174,810		単独都市公園整備事業費				
公営住宅建設費	802,521	6	住宅費				
警察職員住宅管理費	70,180	9	警察費				
校舎改築費	687,811	10	教育費				
大規模改造事業費	684,249		大規模改造事業費				
土地購入整備費	10,343		土地購入整備費				
青少年健全育成施設整備費	91,765	8	社会教育費				
私立高校等施設整備補助費	43,273	//	学事費				
農地災害復旧事業費	136,312	/	農林水産施設災害復旧費				
林道災害復旧事業費	12,523	//	災害復旧費				
土木過年補助災害復旧事業費	288,341	2	土木施設災害復旧費				
土木過年単独災害復旧事業費	23,051		土木過年単独災害復旧事業費				
土木現年補助災害復旧事業費	530,140		土木現年補助災害復旧事業費				
土木現年単独災害復旧事業費	48,039		土木現年単独災害復旧事業費				
災害復旧事業調査設計費	2,835		災害復旧事業調査設計費				
合計	33,588,289		合計				

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定を定めること。	平成24年度から平成27年度まで	637,763千円
2 通常砂防工事を一括契約すること。(石原/)	平成23年度	73,500千円

第5表 地方債補正

(単位 千円)

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災体制整備拡充事業	1,875,800	証券借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
河川維持管理運営事業	125,000		ただし、利率の見直しを行う場合は、借入利率の引き上げによる。	特別の定めがある条件による。
減収補てん債	956,000		直接に当該利率による。	
計	2,956,800			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
退職手当給付事業(総務)	1,824,000	証券借入又は証券発行	1,687,000	証券借入又は証券発行
老人福祉施設整備事業	158,000	年8.0%以内	388,300	年8.0%以内
県営かんがい排水改良事業	35,000	ただし、利率の見直しを行う場合は、借入利率の引き上げによる。	47,400	特別の定めがある条件による。
広域営農団地農道整備事業	608,000		360,700	
基幹農道整備事業	94,000		179,400	
経営体育成基盤整備事業	426,000		991,600	

県営中山間地域総合整備事業	184,000	255,600
県営農村振興総合整備事業	61,000	78,800
ふるさと農道緊急整備事業	71,000	113,600
県営老朽ため池整備事業	320,000	258,200
地すべり対策事業(農林)	518,000	92,400
県営海岸保全施設整備事業	184,000	144,500
湛水防除事業	51,000	55,200
国営農地再編整備事業負担金	31,000	21,000
広域基幹林道開設事業	289,000	279,100
ふるさと林道緊急整備事業	91,000	89,200
一般治山事業	806,000	748,400
水源地域緊急整備事業	268,000	261,300
保安林改良事業	104,000	84,200
保全林整備事業	19,000	19,200
林地荒廃防止事業	68,000	65,900
小規模治山事業	35,000	44,400
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	369,000	344,000
漁港漁場機能高度化事業	13,000	22,700
漁港海岸保全施設整備事業	165,000	95,900
水産資源環境整備事業	144,000	144,100
畜産基盤整備事業	16,000	12,700
舗装補修事業	121,000	191,000
道路災害防除事業	369,000	281,900
単独道路災害防除事業	388,000	388,100

单独路側整備事業	232,000	232,600			堰堤修繕事業	108,000	104,800
道路改良事業	3,820,000	3,833,800			高潮対策事業	128,000	130,300
道路特殊改良事業	4,000	4,500			侵食対策事業	51,000	38,500
過疎地域市町道代行業	171,000	127,600			自然災害防止事業(海岸)	23,000	23,400
单独道路改良事業	3,308,000	3,241,700			土地開発公社改革推進事業	7,462,000	4,273,400
道路直轄事業負担金	5,159,000	5,236,800			通常砂防事業	1,616,000	1,487,600
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	1,684,000	1,803,200			災害関連緊急砂防事業	38,000	0
单独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	965,000	957,000			地すべり対策事業(建設)	169,000	195,900
橋りょう補修事業	583,000	545,100			災害関連緊急地すべり対策事業	82,000	0
道路公社改革推進事業	3,019,000	2,147,400			急傾斜地崩壊対策事業	675,000	660,100
広域河川改修事業	1,422,000	1,319,500			災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	128,000	0
河川再生事業	44,000	19,200			砂防災害関連事業	110,000	0
周防高潮対策事業	600,000	677,600			单独砂防改良事業	29,000	29,900
河川工作物関連応急対策事業	236,000	248,600			自然災害防止事業(砂防)	368,000	361,600
河川災害関連事業	1,011,000	742,500			砂防直轄事業負担金	202,000	205,000
单独河川改修事業	639,000	639,800			港湾改修事業	444,000	319,000
被災鉄道復旧関連対策事業	237,000	250,000			港湾既存施設有効活用促進事業	267,000	334,000
自然災害防止事業(河川)	58,000	58,100			港湾環境整備事業	123,000	70,900
河川直轄事業負担金	157,000	116,300			港湾直轄事業負担金	2,402,000	2,328,500
錦川総合開発事業	508,000	434,300			单独港湾改修事業	915,000	160,100
深川川総合開発事業	65,000	63,700			海岸防災事業	757,000	639,700
小規模生活タム事業	311,000	216,200			空港建設事業	1,000	1,500
堰堤改良事業	43,000	50,700			都市計画街路整備事業	1,266,000	1,085,600
河川総合開発直轄事業負担金	135,000	98,900			单独都市計画街路整備事業	711,000	715,300

都市公園整備事業	4,953,000		3,557,500		
単独都市公園整備事業	49,000		49,700		
公営住宅建設事業	1,414,800		1,410,200		
柳井警察署建設事業	499,000		624,000		
駐在所等改築事業	86,000		22,400		
交通事故防止施設総合整備事業	321,000		296,200		
退職手当給付事業(警察)	1,525,000		1,443,000		
校舎改築事業	567,000		1,274,200		
大規模改築事業	1,597,000		753,900		
退職手当給付事業(教育)	3,766,000		3,949,000		
特別支援学校施設整備事業	72,000		45,900		
土木過年度補助災害復旧事業	387,000		331,500		
土木過年度単独災害復旧事業	53,000		39,400		
土木現年度補助災害復旧事業	1,094,000		280,600		
補助港湾災害復旧事業	123,000		0		
県立学校施設災害復旧事業	60,000		0		
治山施設災害復旧事業	2,000		0		
県有施設災害復旧事業	100,000		0		
臨時財政対策債	51,700,000		51,134,200		
計	118,681,800		109,244,700		

平成23年度母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)
 平成23年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ354,008千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
 第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 繰 入	金	1 他会計繰入金	△10	330	320
歳 入		合 計	△10	330	320
歳 出		合 計	△10	354,018	354,008
款		項	補 正 額	補正前の額	計
1 母子寡婦福祉資		1 母子寡婦福祉	△10	354,018	354,008
金		資金			
歳 出		合 計	△10	354,018	354,008

平成23年度中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)

平成23年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ414,659千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,138,330千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳 入	款	項	補 正 額	補正前の額	計
2 繰 入	金	1 他会計繰入金	△1,532	35,701	34,169
3 繰 越	金	1 繰 越 金	980,511	1,041,815	2,022,326
4 諸 収	入		△1,393,638	2,475,473	1,081,835

報

帳

口

目

口 目 目 目

平成24年3月30日

1 貸付金元利収入	△1,396,325	2,475,473	1,079,148
2 雑収入	2,687	0	2,687
合計	△1,414,659	3,552,989	3,138,330
1 中小企業近代化資金			
1 中小企業設備近代化資金	1,007,642	1,622,981	2,630,623
2 中小企業高度化資金	△1,422,301	1,930,008	507,707
合計	△414,659	3,552,989	3,138,330
平成23年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)			
平成23年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。			
(歳入歳出予算の補正)			
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ160,007千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ557,528千円とする。			
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。			
(地方債の補正)			
第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。			
第1表 歳入歳出予算補正			(単位 千円)
款 入	項	補正額	補正前の額
1 分担金及び負担金	1 負担金	△41	31,083
2 使用料及び手数料	1 使用料	△6,596	83,643
4 財産収入	1 財産運用収入	△137,073	141,115
	2 財産売却収入	△136,558	136,558
			計
			31,042
			31,042
			77,047
			4,042
			4,042
			0

5 繰入金	1 他会計繰入金	△13,231	247,719	234,488
6 繰越金	1 繰越金	7,373	1	7,374
7 諸収入	1 延滞金	△3,939	57,974	54,035
8 県債	1 県債	△6,500	156,000	149,500
合計	合計	△160,007	717,535	557,528
1 下関漁港地方卸売市場費	2 市場管理費	△23,449	580,977	557,528
	3 水産加工団地整備費	△136,558	136,558	0
合計	合計	△160,007	717,535	557,528
第2表 地方債補正				(単位 千円)
変				

起債の目的	補		正		後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	
市場整備事業	156,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直しを要する場合は、当該利率による。	元利均等返済 は元金均等返済と協定する。	149,500	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直しを要する場合は、当該利率による。

平成23年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成23年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ88,896千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正額	補正前の額	計
3 繰越金		85,629	112,247	197,876
	1 繰越金	85,629	112,247	197,876
4 諸収入		3,267	12,529	15,796
	1 貸付金元利収入	2,950	12,385	15,335
	2 雑収入	317	144	461
	合計	88,896	124,776	213,672

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ242,356千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,400,682千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正額	補正前の額	計
1 林業・木材産業改善資金		88,896	124,776	213,672
	1 林業・木材産業改善資金	88,896	124,776	213,672
	合計	88,896	124,776	213,672

平成23年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成23年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ867千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,351千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

歳 入	款	項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金		1 他会計繰入金	△867	1,218	351
		合計	△867	1,218	351
歳 入		合計	△867	101,218	100,351
歳 出		合計			
	1 沿岸漁業改善資金				
		1 沿岸漁業改善資金	△867	101,218	100,351
		合計	△867	101,218	100,351
歳 出		合計	△867	101,218	100,351

平成23年度当せん金付証券発売事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,400,682千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,104千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

歳 入	款	項	補正額	補正前の額	計
1 事業収入		1 事業収入	△294,063	4,641,883	4,347,820
		合計	△294,063	4,641,883	4,347,820
2 繰入金		1 他会計繰入金	△50	1,154	1,104
		合計	△50	1,154	1,104
3 繰越金		1 繰越金	51,757	1	51,758
		合計	51,757	1	51,758
歳 入		合計	△242,356	4,643,038	4,400,682
歳 出		合計			
	1 当せん金付証券発売事業費				
		1 当せん金付証券発売事業費	△242,356	4,643,038	4,400,682
		合計	△242,356	4,643,038	4,400,682
歳 出		合計	△242,356	4,643,038	4,400,682

1 発売諸費	△50	1,154	1,104
2 繰出金	△242,306	4,641,884	4,399,578
歳出合計	△242,356	4,643,038	4,400,682

平成23年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ305,876千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,496,824千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
1 証紙収入		1 証紙収入	△662,875	5,802,699	5,139,824
2 繰越金		1 繰越金	△662,875	5,802,699	5,139,824
歳入合計		1 繰越金	356,999	1	357,000
歳入合計		1 繰越金	△305,876	5,802,700	5,496,824

平成23年度土地取得事業特別会計補正予算(第1号)

平成23年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,384千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ583千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
1 財産収入		1 財産運用収入	△1,384	1,967	583
歳入合計		1 財産運用収入	△1,384	1,967	583
歳入合計		1 財産運用収入	△1,384	1,967	583

1 土地取得事業費

歳出	款	項	補正額	補正前の額	計
1 土地取得事業費		1 土地取得基金管理費	△1,384	1,967	583
歳出合計		1 土地取得基金管理費	△1,384	1,967	583

平成23年度流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成23年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ69,591千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,072,881千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金		1 負担金	△59,637	772,035	712,398
2 国庫支出金		2 国庫補助金	△5,248	25,500	20,252
3 繰入金		2 国庫補助金	△5,248	25,500	20,252
歳入合計		1 負担金	△2,337	182,329	179,992

平成23年度公債管理特別会計補正予算 (第1号)

		よる。		よる。
--	--	-----	--	-----

平成23年度山口県の公債管理特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ953,537千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,29,129,120千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 歳入	1 他会計繰入金	953,537	106,656,583	107,610,120
歳	入	953,537	106,656,583	107,610,120
歳	出	953,537	128,175,583	129,129,120
歳	出	953,537	128,175,583	129,129,120
1 公債	1 公債費	953,537	128,175,583	129,129,120
歳	出	953,537	128,175,583	129,129,120
		合計		

平成23年度港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号)

平成23年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ55,776千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,748,034千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

第2表 繰越明許費

収入	雑入	雑入	雑入	雑入	雑入	雑入
1 他会計繰入金	12	608	620	620	620	620
2 雑入	12	608	620	620	620	620
5 債権	△2,400	162,000	159,600	159,600	159,600	159,600
8 使用料及び手数料	1 使用料	19	0	19	19	19
歳入	合計	△69,591	1,142,472	1,072,881	1,072,881	1,072,881
歳出	項目	補正額	補正前の額	計		
1 流域下水道事業費	1 流域下水道費	△69,591	1,142,472	1,072,881	1,072,881	1,072,881
歳出	合計	△69,591	1,142,472	1,072,881	1,072,881	1,072,881

第3表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	補正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
流域下水道事業	162,000	証書借付又は証券発行	159,600	証書借付又は証券発行
		利率は年8.0%以内とし、償還期間は元利均等返済方式による。特別の事情がある場合は、先んじて協議する。		利率は年8.0%以内とし、償還期間は元利均等返済方式による。特別の事情がある場合は、先んじて協議する。

歳入	歳入	項	補正額	補正前の額	計
1 使用料及び手数料	1 使用料		△108,822	1,455,896	1,347,074
2 寄付金	1 寄付金		△4,023	677,282	673,259
3 繰越金	1 繰越金		38,762	1	38,763
4 諸収入	1 雑収入		18,307	86,631	104,938
歳入	合計		△55,776	3,803,810	3,748,034
歳出					
1 港湾整備事業費	1 港湾費		△55,776	3,803,810	3,748,034
歳出	合計		△55,776	3,803,810	3,748,034
第2表 繰越明許費					(単位 千円)

款	項	事	項	金額
/ 港湾整備事業費	/ 港湾費	港湾整備費		185,000

平成23年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算 (第2号)

平成23年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,552千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,065,602千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳入	項	補正額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金	1 負担金		△3,430	1,298,410	1,294,980
2 諸収入	1 貸付金元利収入		△122	1,644	1,522
歳入	合計		△3,552	3,069,154	3,065,602
歳出					
1 県立病院機構費	1 県立病院機構費		△3,552	3,069,154	3,065,602
歳出	合計		△3,552	3,069,154	3,065,602
第2表 繰越明許費					(単位 千円)

款	項	事	項	金額
/ 県立病院機構費	/ 県立病院機構費	県立病院機構整備費貸付金		220,100

平成23年度就農支援資金特別会計補正予算 (第1号)

平成23年度山口県の就農支援資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ47,775千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,482千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳入	項	補正額	補正前の額	計
款					

(外一6) 号

2 繰 入 金	1 他会計繰入金	△15,700	16,577	877
4 諸 収 入	1 貸付金元利収 入	△2,075	44,038	41,963
	2 雑 入	△18	73	55
5 県 債	1 県 債	△30,000	30,000	0
歳 入 出 入	合 計	△47,775	153,257	105,482
歳 入 出 入	合 計	△47,775	153,257	105,482
1 就農支援資金	1 就農支援資金	△47,775	153,257	105,482
歳 出 出 出	合 計	△47,775	153,257	105,482
第2表 地方債補正 変				(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正		補 正		後 償 還 の 方 法
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
就 農 支 援 資 金	30,000	政府予無利息の方法による。	0	政府予無利息の方法による。	国の定めた方法による。

平成23年度電気事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

第1条 平成23年度山口県の電気事業会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(業務の定量)

第2条 平成23年度電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第2条第1号中「180,420,000KWH」を「173,525,000KWH」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収入	補正予定額	既決予定額	計
---	---	----	-------	-------	---

第1款 電気事業収益	△6,668千円	1,505,591千円	1,498,923千円	
第1項 営業収益	△9,651千円	1,499,224千円	1,489,573千円	
第2項 財務収益	1,314千円	3,163千円	4,477千円	
第4項 事業外収益	353千円	3,201千円	3,554千円	
第5項 特別利益	1,316千円	3千円	1,319千円	
支 出				
科 目	補正予定額	既決予定額	計	
第2款 電気事業費用	△629千円	1,392,603千円	1,391,974千円	
第1項 営業費用	△7,577千円	1,269,522千円	1,261,945千円	
第4項 事業外費用	6,948千円	49,199千円	56,147千円	
(資本的収入及び支出)				
第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。				
科 目	収入	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	△1,112,514千円	1,600,878千円	488,364千円	
第3項 資本剰余金	△254千円	875千円	621千円	
第4項 固定資産収入	△1,112,260千円	1,600,001千円	487,741千円	
支 出				
科 目	補正予定額	既決予定額	計	
第4款 資本的支出	△37,495千円	454,857千円	417,362千円	
第1項 建設費	△6,744千円	17,900千円	11,156千円	
第2項 改良費	△30,751千円	195,119千円	164,368千円	
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)				
第5条 予算第7条中「職員給与費430,929千円」を「職員給与費472,629千円」に改める。				

平成23年度工業用水道事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

第1条 平成23年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(業務の定量)

第2条 平成23年度工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第2条第1号中「583,909,080m³」を「583,741,980m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収入	既決予定額	計
第1款 工業用水道事業収益	補正予定額	既決予定額	計
第1項 営業収益	12,354千円	7,355,374千円	7,367,728千円
第2項 営業外収益	11,582千円	7,347,888千円	7,359,470千円
第4項 事業外収益	575千円	7,481千円	8,056千円
第5項 特別利益	63千円	2千円	65千円
第1項 特別利益	134千円	3千円	137千円
支 出			
第2款 工業用水道事業費用	補正予定額	既決予定額	計
第1項 営業費用	△156,354千円	5,974,715千円	5,818,361千円
第2項 営業外費用	△201,575千円	5,175,638千円	4,974,063千円
第4項 事業外費用	△605千円	788,202千円	787,597千円
第5項 特別損失	527千円	773千円	1,300千円
第5項 特別損失	45,299千円	102千円	45,401千円
(資本的収入及び支出)			

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,114,184千円は、過年度分損益勘定留保資金2,978,876千円及び当年度資本的収支調整額135,308千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,471,617千円は、過年度分損益勘定留保資金1,948,561千円、減債積立金1,441,489千円及び当年度資本的収支調整額81,567千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収入	既決予定額	計
第3款 資本的収入	補正予定額	既決予定額	計
第1項 企業借入金	△971,583千円	2,862,796千円	1,891,213千円
第3項 長期借入金	△884,900千円	1,870,000千円	985,100千円
第4項 資本剰余金	△882千円	306,719千円	305,837千円
第5項 固定資産収入	△22,343千円	528,828千円	506,485千円
第6項 雑収入	243千円	1千円	244千円
第6項 雑収入	△63,701千円	157,248千円	93,547千円
支 出			
第4款 資本的支出	補正予定額	既決予定額	計
第1項 建設費	△614,150千円	5,976,980千円	5,362,830千円
第1項 建設費	△26,488千円	206,488千円	180,000千円

第2項 改良費 △1,314,307千円 3,162,450千円 1,848,143千円
 第4項 償還金 726,645千円 2,598,041千円 3,324,686千円
 (企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補正		後	
	限度額	償還の方法	限度額	償還の方法
周南工業用水道改良資金	千円 580,000	起債の方法は証券借入又は、年8.0%以内の利率で借り入れ、償還は元金均等償還とする。	千円 350,000	30年以内、元金均等償還とする。
富田夜市川工業用水道改良資金	70,000	起債の方法は証券借入又は、年8.0%以内の利率で借り入れ、償還は元金均等償還とする。	40,000	30年以内、元金均等償還とする。
厚東川工業用水道改良資金	690,000	起債の方法は証券借入又は、年8.0%以内の利率で借り入れ、償還は元金均等償還とする。	330,000	30年以内、元金均等償還とする。
厚狭川工業用水道改良資金	420,000	起債の方法は証券借入又は、年8.0%以内の利率で借り入れ、償還は元金均等償還とする。	120,000	30年以内、元金均等償還とする。
木更川工業用水道改良資金	110,000	起債の方法は証券借入又は、年8.0%以内の利率で借り入れ、償還は元金均等償還とする。	100,000	30年以内、元金均等償還とする。
工業用水道事業借換債	0	起債の方法は証券借入又は、年8.0%以内の利率で借り入れ、償還は元金均等償還とする。	45,100	30年以内、元金均等償還とする。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第9条中「職員給与費749,965千円」を「職員給与費728,918千円」に改める。

平成二十四年三月三十日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山田 隆